

# 平成 31 年度 加東市立東条西小学校 いじめ防止基本方針

加東市立東条西小学校

## 1 学校の方針

本校は、学校教育目標「自らを拓き、自立して、たくましく生きる西っ子の育成」のもと、学校教育活動全体を通じて、すべての児童が安心して心豊かに自立して生活できる学校を目指す。

そして、その実現に向けて、児童が主体となって活動に取り組み、互いに認め合い高め合う中で、自己有用感を得られる学校づくりを推進する。また、自他の生命を尊び、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進する。とりわけ、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、適切な対処、措置については、家庭、地域、関係機関と連携し、協力し合って取り組んでいくこととする。

そのため、すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

## 2 基本的考え方

本校は、校是を「開魂」とし、伝統的に「自らを拓く」ということを学校教育目標として掲げてきた。「自らを拓く」とは、以下の3点ととらえている。

- (1) 心を拓く：自分の心をしっかりと見つめて、自分らしさや個性を発揮し、自分の心を他に拓く
- (2) 力を拓く：自分の持っている知識や技能などの能力とともに、よりよいものを求めようとする意欲や態度を拓く
- (3) 目を拓く：自分や自分を取り巻く生活を確かに鋭く見つめるとともに、日本や世界、地球の未来についても見つめる目を拓く

この校是を土台として『自立してたくましく生きる子ども』を育てていく。これは、言い換えると、困難に出合ってもそれを乗り越えることができる子どもである。その乗り越えることができる力と乗り越えようとする意欲の相乗効果によってたくましさが身についていく。これからの社会は、共に生きようとする意欲や態度が必要になってくる。そこで、共生の心を核とした「挑戦する心」と粘り強く取り組む「あきらめない心」、共生の心を核とした「支える心」、「感謝の心」を基盤にすえて教育活動を展開していく。

本校は、単学級の小規模校であるがゆえ、人間関係が固定化する傾向がある。しかし、小規模校だからこそ全校生を全職員で温かく見守り、育てていけるよさがある。一人一人の個性を尊重し、がんばりを認め合える授業づくり、学級づくり、学校づくりを通して、困難に立ち向かっていけるたくましい個の力と支え合う仲間とのつながりを育てていく。

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）をいう。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

（『いじめ防止マニュアル<改訂版>』兵庫県教育委員会 より）

このような認識のもと、児童間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

### 3 いじめ防止等の指導体制等

#### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 全体計画

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

#### (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙3 年間指導計画

#### (3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

#### 別紙4 組織的対応

### 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき。

※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」を含む。

#### (2) 重大事態の取扱いについて

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。また、被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

「相当期間の欠席」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

#### (3) 重大事態への対応

事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

### 5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校だよりや学校ホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。その際には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。